

税法入門「所得税」

CONTENTS

第1章 知っておきたい所得税の基礎知識

テーマ1 所得税とは？ 2

■所得税は個人が得た所得に対して課される国税である

テーマ2 所得税の計算の仕組み 4

■所得税は4つの段階を経て計算される

テーマ3 非課税所得 8

■一定の趣旨から所得税が課税されない所得（非課税所得）がある

第2章 各種所得ごとの計算の仕組み

テーマ1 各種所得の金額の計算 12

■所得の性質に応じた計算をするために10種類に区分して計算する

テーマ2 利子所得とは？ 14

■預貯金の利子などは利子所得とされ、源泉分離課税となる

テーマ3 配当所得とは？ 16

■株式の配当金などは配当所得とされる

テーマ4 不動産所得とは？ 20

■貸家や土地の貸し付けによる所得は不動産所得とされる

テーマ5 事業所得とは？ 22

■物品販売業などの商売（事業）から生ずる所得は事業所得とされる

テーマ6	給与所得とは？	24
	■サラリーマンの給料や賞与などは給与所得とされる	
テーマ7	退職所得とは？	26
	■勤務先から受ける退職金は退職所得とされる	
テーマ8	山林所得とは？	30
	■所有期間が5年を超える山林の売却による所得は山林所得とされる	
テーマ9	譲渡所得とは？	32
	■資産の売却による所得は譲渡所得とされる	
テーマ10	譲渡所得の取り扱い	36
	■譲渡所得はいくつかに区分され、それぞれ課税方法が異なる	
テーマ11	一時所得とは？	38
	■クイズの賞金や生命保険金などは一時所得とされる	
テーマ12	雑所得とは？	40
	■年金などは雑所得とされる	

第3章 課税標準の計算

テーマ1	課税標準の計算とは？	46
	■10種類の各種所得の金額を総合するのが課税標準の計算である	
テーマ2	所得金額調整控除	50
	■一定の給与所得者は所得金額を調整する控除がある	
テーマ3	赤字がある場合の取り扱い	54
	■各種所得の赤字は課税標準で損益通算できる	

第4章 生活面での個人的事情の考慮 (所得控除)

テーマ1	所得控除とは？	58
■生活面での個人的事情を考慮するために15種類の所得控除がある		
テーマ2	雑損控除	60
■住宅が災害あった場合などに認められる控除である		
テーマ3	医療費控除・医療費控除の特例	64
■自分や家族の医療費を支払った場合に認められる控除である		
テーマ4	社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除	68
■健康保険料などを支払った場合に認められる控除である		
テーマ5	生命保険料控除・地震保険料控除	70
■生命保険料などを支払った場合に認められる控除である		
テーマ6	配偶者控除	74
■配偶者を扶養している場合に認められる控除である		
テーマ7	配偶者特別控除	76
■配偶者控除との格差を緩和するために認められる控除である。		
テーマ8	扶養控除	80
■家族を扶養している場合に認められる控除である		
テーマ9	その他の所得控除	82
■その他様々な所得控除が認められている		

第5章 納付すべき税額の計算

- テーマ1 税額計算の方法 86
■超過累進税率などを適用し、一定の方法により税額計算を行う
- テーマ2 納付税額はどう求めるか？ 88
■算出税額から税額控除などを控除した金額が納付すべき税額となる
- テーマ3 住宅ローン控除とは？ 90
■住宅をローンで購入した場合には税額控除が認められる

第6章 譲渡所得の特例

- テーマ1 株式を売却した場合 94
■株式を売却した場合には他の所得とは総合されない分離課税となる
- テーマ2 上場株式の特例 96
■上場株式を売却した場合には様々な特例がある
- テーマ3 住宅を売却した場合 98
■住宅を売却した場合には特別控除などの特例が設けられている

第7章 確定申告などの手続き

- テーマ1 確定申告とは？ 102
■納付すべき所得税額を確定させるための手続きである
- テーマ2 年末調整とは？ 104
■会社が年末に源泉徴収税額と年税額との精算をする手続きである
- テーマ3 青色申告 106
■正確な所得計算をするために設けられた制度である

テキストの構成

■所得税入門の学習を始めるにあたって

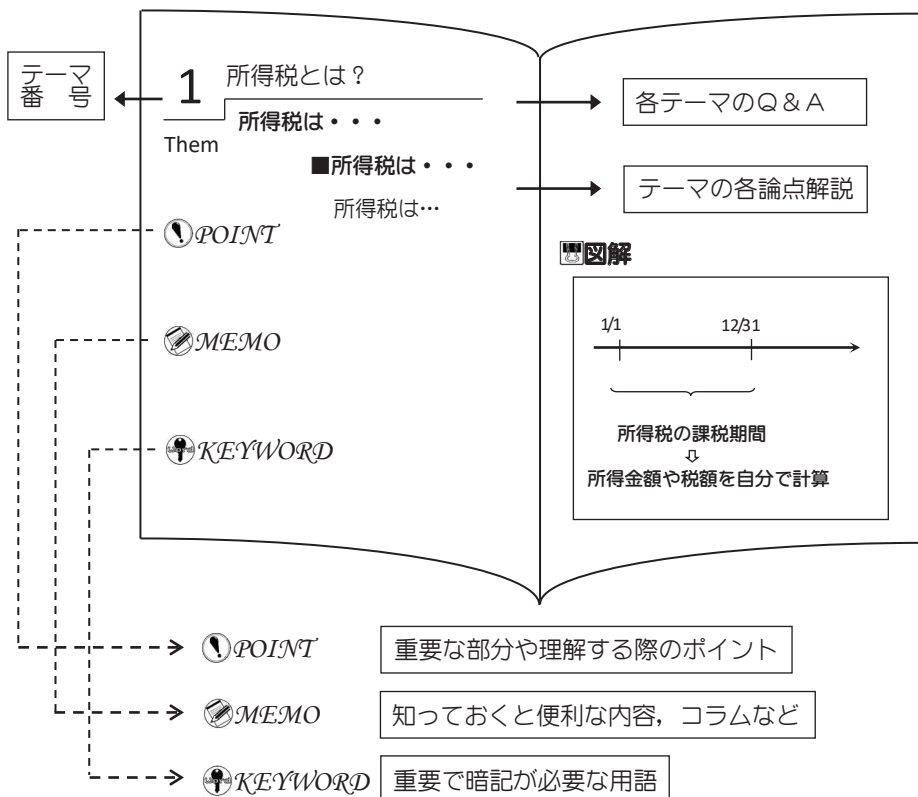
入門講座では、所得税を理解するために最低限必要な知識を中心に学習していきます。

まず、第1章において所得税の概要とその所得計算の基本的な仕組み（全体像）について学習します。

次に、第2章から第5章まで所得税の具体的な計算方法について学習していきます。ここまで学習すると様々な所得の分類から納付税額を求めるまでの流れが理解できます。

さらに、第6章では所得税の計算の中でも重要度の高い株式や住宅の売却について詳しく学習し、最後に第7章において確定申告の手続きについて学習します。

この入門講座を学習することで所得税の全体像が把握できるようになっています。



■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日現在の施行法令等（令和4年度法令準拠）に基づき作成しております。

〈MEMO〉

1

所得税とは？

Theme

所得税は個人に対して課される国税で、1年間に生じた所得等を自分で計算し、申告することとされている

POINT

所得税の納税義務者は所得を得た個人である。

MEMO

個人が得た所得に対して課される税金には、所得税の他、住民税や事業税があるが、このうち国に納める税金（国税）が所得税、県や市などの地方公共団体に納める税金（地方税）が住民税や事業税となる。

なお、平成25年分より復興特別所得税（国税）が別途課税される。

■所得税は誰が納める税金？

所得税は、我々個人が1暦年間に稼いだ所得に対して課される国税です。したがって、所得税を納めなければならない人（これを「納税義務者」といいます。）は所得を得た個人ということになります。

■所得とは？

「所得」という概念は、法律上規定されていませんが、いわゆる「儲け」つまり「利益」と考えればいいでしょう。したがって、一定期間内に生じた「収入」から「経費」を差し引いた「利益」に対して所得税が課税されることになります。

■所得税の課税期間

所得税の課税期間（計算期間）は、原則として1暦年間（1/1～12/31）となります。法人は事業年度（会計期間）を定めることができますが、個人はすべての人が1暦年ごとに計算をすることになります。

POINT

所得税は申告納税方式を採用しているため、納税者が自分で所得金額及び税額を計算し、確定申告をして納税しなければならない。

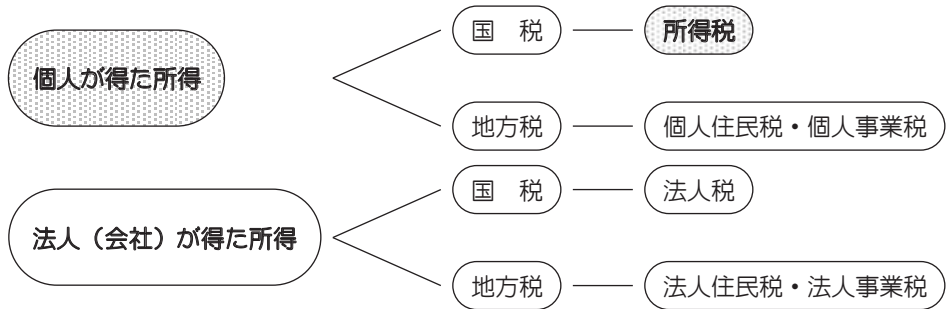
なお、課税者側が納付税額を計算し、その税額を納税者が納付する方式を賦課課税方式という。

■所得税の納税

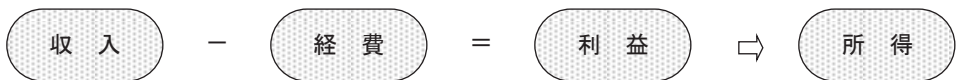
所得税は、私たちが1暦年間に稼いだ所得とそれに係る税額を自分で計算して申告し、その申告に基づいて納税することとしています。これを「申告納税方式^{しんこくのうぜいほうしき}」といいます。

なお、申告及び納税をする際に行う手続きを「確定申告」といい、原則としてその年の翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を税務署に提出し、納税をすることが義務づけられています。

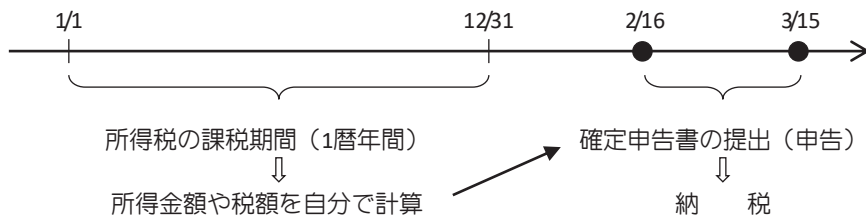
所得税は個人に対して課される税金



所得とは？



所得税の納税までの流れ



2

Theme

所得税の計算の仕組み

所得税は担税力に応じた課税を行うために所得を10種類に区分するなどし、超過累進税率を適用して計算される

KEYWORD

所得税の計算体系

- I 各種所得の金額の計算
- II 課税標準の計算
- III 課税所得金額の計算
- IV 納付税額の計算

■所得税はどうやって計算される？

所得税は、公平に課税しなければなりません。公平な課税とは、それぞれの個人の税負担能力（これを「^{たんぜいりよく}担税力」といいます。）に応じた課税をすることを意味します。そこで、所得税では、担税力に応じた課税をするために4つの段階を経て計算することとしています。（右図参照）

■10種類の所得区分がある

所得税では、個人が得た所得をまず10種類に区分して計算することとしています。これが、各種所得の金額の計算です。

所得の種類によって担税力が異なりますので、それぞれの所得の性質にあった計算をすることとしているのです。

■原則として総合課税とされる

所得税では、個人が1年間に得た所得の量（金額）に応じて税負担を求めることとしています。そこで、第2段階の課税標準の計算において10種類の各種所得を原則として合計することとしています。この取り扱いを総合課税といいます。

なお、所得の種類によっては総合課税されないものもあり、この取り扱いを分離課税といいます。

MEMO

課税標準とは、所得税を課税する際の基礎となる金額をいう。なお、10種類の各種所得を総合して求められる課税標準を総所得金額という。

POINT

所得税では、生活面での個人的な事情を考慮するために15種類の所得控除を認めており、所得金額から所得控除額を控除した金額が課税対象となる。

■15種類の所得控除が認められている

個人にはそれぞれ違った事情があるはずです。そこで、所得税では、病気などによる医療費の出費や独身の人と家族を養っている人の差異など個人の生活面での事情を考慮するために、医療費控除や扶養控除といった15種類の所得控除を認めています。

■超過累進税率によって税額が計算される

所得税では、課税標準の計算で合算された所得金額から所得控除額を差引いた金額（これを「課税所得金額」といいます。）に原則として^{ちようかるいしんげいりつ}超過累進税率を適用して税額の計算をすることとしています。超過累進税率とは、課税所得金額をいくつかの階層（金額）に区分して段階的に税率を適用するもので、所得が多いほどより高い税率を適用して多額の税負担を求めるものです。

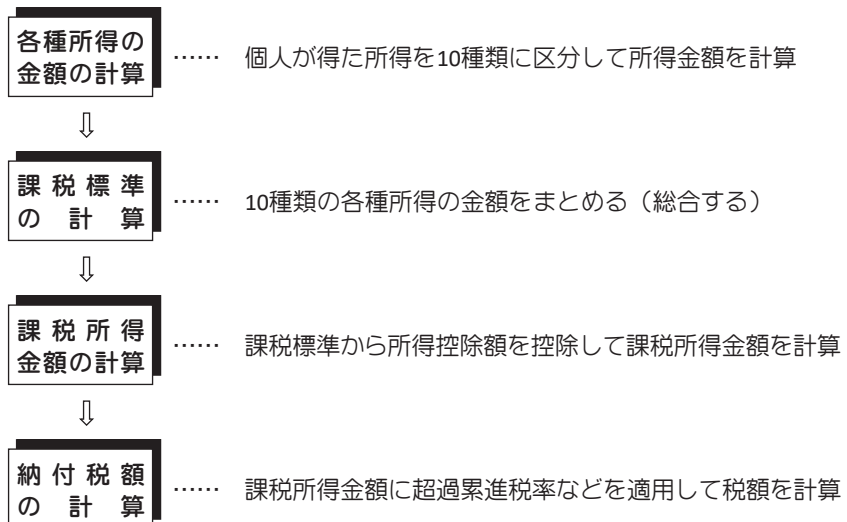
POINT

所得税は総合課税を原則とし、超過累進税率により税額計算を行う。

MEMO

復興特別所得税は、基準所得税額（所得税額の合計額）の2.1%が課税される。

所得税の計算体系



超過累進税率

4,000万円		⇒ この部分の金額× 45%	= × ×	} 合計額が税額
1,800万円		⇒ この部分の金額× 40%	= × ×	
900万円		⇒ この部分の金額× 33%	= × ×	
695万円		⇒ この部分の金額× 23%	= × ×	
330万円		⇒ この部分の金額× 20%	= × ×	
195万円		⇒ この部分の金額× 10%	= × ×	
0		⇒ この部分の金額× 5%	= × ×	
課税所得金額		超過累進税率		

〔所得税額の速算表〕

課税所得金額 (A)	税率(B)	控除額(c)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円
40,000,000円超	45%	4,796,000円	(A) × 45% - 4,796,000円

復興特別所得税

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

※ その年分のすべての所得に対する所得税額の合計額

設 例

以下の場合における所得税額及び復興特別所得税を計算しなさい。

《ケース1》

課税所得金額が150万円の場合

《ケース2》

課税所得金額が800万円の場合

【解 説】

《ケース1》

所得金額が195万円以下であるため、すべて5%の税率で課税する。

$150\text{万円} \times 5\% = \underline{75,000\text{円}}$ （税額）

なお、復興特別所得税は以下のようになる。

$75,000\text{円} \times 2.1\% = \underline{1,575\text{円}}$

《ケース2》

所得金額のうち195万円以下の部分については5%、195万円超330万円以下の部分については10%、330万円超695万円以下の部分については20%、695万円超900万円以下の部分については23%の税率で課税し、その合計額が税額となる。

$195\text{万円} \times 5\% + (330\text{万円} - 195\text{万円}) \times 10\% + (695\text{万円} - 330\text{万円}) \times 20\% + (800\text{万円} - 695\text{万円}) \times 23\% = \underline{1,204,000\text{円}}$ （税額）

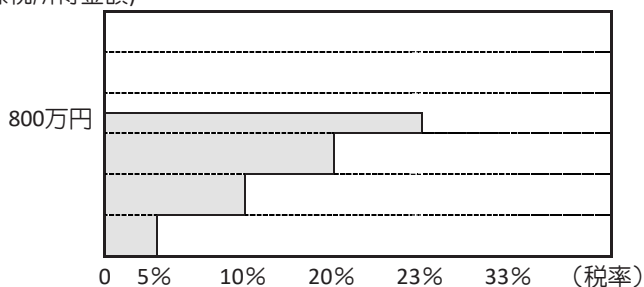
なお、速算表によれば、以下の算式になる。

$800\text{万円} \times 23\% - 636,000\text{円} = \underline{1,204,000\text{円}}$ （税額）

また、復興特別所得税は以下のようになる。

$1,204,000\text{円} \times 2.1\% = \underline{25,284\text{円}}$

（課税所得金額）



3

非課税所得

Theme

所得税では一定の趣旨から課税しないこととしている所得（非課税所得）を設けている

POINT

個人が稼いだ所得から非課税所得を除外したものが課税対象所得となる。

■非課税所得とは？

所得税の対象となるのは個人が稼いだ所得ですが、すべての所得が課税対象となるわけではありません。所得税では、所得の性質や政策的な理由から所得税を課税しないこととしている所得（非課税所得）を設けているため、個人が稼いだ所得から非課税所得を除いたものが課税対象所得となります。

MEMO

通達とは、租税関係法令を適用するにあたっての解釈指針として国税庁長官が定めたものであり、法令ごとの解釈指針として基本通達及び租税特別措置法関係通達等が定められており、個別の事案ごとの解釈指針として個別通達が定められている。

■非課税所得にはどんなものがある？

障害者が預け入れる少額預貯金の利子や遺族年金、月額15万円までの通勤手当や生活用動産の売却による所得など、所得税法、租税特別措置法及び基本通達等にその具体的なものが規定されています。

■非課税所得の取り扱い

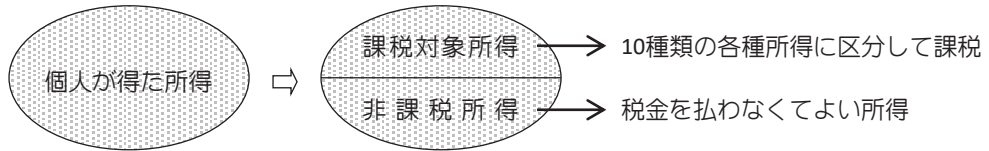
非課税所得は、所得税が課税されないものであるため、何ら処理（確定申告）する必要はありません。

また、非課税所得は課税対象所得から除外されているため、例えば生活用動産を売却して損失が生じたなどの場合でも、その損失の金額は何ら考慮されないことになります。

POINT

非課税所得となるものについて損失が生じた場合には、所得税を計算するにあたって何ら考慮されない。

所得税の対象となる所得



非課税所得とされるものの具体例

《預貯金の利子など》

- ① 障害者が預け入れる元本350万円以下の少額預貯金等の利子
- ② 元本550万円以下の財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の利子
- ③ 納税準備預金の利子

《年金など》

- ① 恩給法に規定する増加恩給及び傷病賜金
- ② 遺族の受ける恩給・年金(※)
- ③ 条例による心身障害者扶養共済制度に基づく給付金

《サラリーマンが受ける給与など》

- ① 月額15万円までの通勤手当
- ② 出張手当など
- ③ 職務に必要な制服等の現物給与

《資産の売却など》

- ① 生活用動産（家財、衣服、時価30万円以下の宝石等）の売却による所得
- ② 非課税口座内の株式等の売却による所得

《その他のもの》

- ① 宝くじの当選金
- ② 身体の傷害や資産の損害に基づき受ける保険金や損害賠償金など
- ③ 相続税の課税対象となる死亡保険金・生命保険契約に基づく年金
- ④ 児童手当など

※ 死亡した人の勤務に基づき受けるものに限られます。

第1章 知っておきたい所得税の基礎知識

計算表

…租税特別措置法の規定

(注) 合計所得金額とは損失の繰越控除を行う直前の課税標準の合計額であり、損失の繰越控除がなければ、課税標準の合計額と同額である。